

〈潜在保育士再就職準備金〉

～ 借入申請から交付までの流れ ～

… 申請者

… 新潟県社会福祉協議会

1 申請者は、申請書類を揃えて新潟県社会福祉協議会に提出

- 申請者は次の①～⑤の書類に不備のないことを確認のうえ、新潟県社会福祉協議会に提出します

※ 既に就労された方は、就労開始から2ヶ月以内に申請してください

① 潜在保育士再就職準備金貸付申請書兼利用計画書 (第1-①号様式)	④ 申請者の住民票
② 雇用(内定)に関する証明書(第1-②号様式)	⑤ 連帯保証人の所得課税証明書(市町村発行)
③ 保育士証の写し	

2 申請内容の確認・審査結果の通知

- 提出された①～⑤の申請書類の内容について確認し、貸付けの可否について審査を行った後申請者に審査結果を通知します
- ※ 受付は毎月末で締め切り、翌月に貸付の可否を決定します

3 借用証書等を見新潟県社会福祉協議会に提出

【契約】

- 貸付決定した申請者(借受人)は、連帯保証人と連署・押印のうえ、貸付金振込口座を記入した借用証書等を貸付決定通知を受領した日から14日以内に次の書類を見新潟県社会福祉協議会に提出してください

<input type="checkbox"/> 借用証書	<input type="checkbox"/> 振込口座の銀行口座通帳の写し
<input type="checkbox"/> 連帯保証人の住民票又は運転免許証の写し	

【返還猶予申請】 ※保育士業務に再就職した日から起算して2年(24ヶ月)の間についての返還猶予申請が必要です

- 再就労を開始次第、速やかに次の書類を見新潟県社会福祉協議会に提出してください

<input type="checkbox"/> 保育士業務従事届(第3-①号様式)	<input type="checkbox"/> 返還猶予申請書(第5-①号様式)
--	---

4 貸付金の交付

- 提出された借用証書および連帯保証人の住民票又は運転免許証等を確認のうえ、借受人が指定した口座に貸付決定額を一括交付します